

# マンション管理計画認定申請 申請書類チェックリスト

以下の書類を順番に並べたものを正本一部、副本（正本の写し）一部、持参してください。なお、提出前に自主点検  が必要です。

マンションの名称				
No	提出書類	備考	自主点検	県審査
1	申請書類チェックリスト（本紙）			
2	申請書			
3	管理計画の認定の申請を決議した集会（総会）の議事録の写し			
<b>(1)管理組合の運営</b>				
4	管理者等を選任することを決議した集会（総会）の議事録の写し	管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより管理者が選任されたことを証する書類（理事会の議事録の写し等）		
5	監事を置くことを決議した集会（総会）の議事録の写し	同上		
6	認定申請日の直近に開催された集会（総会）の議事録の写し	年1回集会を開催できなかった場合は、措置が図られたことが確認できる書類を添付		
<b>(2)管理規約</b>				
7	管理規約の写し			
<b>(3)管理組合の経理</b>				
8	認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書	直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書		
9	当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類			
<b>(4)長期修繕計画の作成及び見直し等</b>				
10	長期修繕計画の写し	①マンションの除却その他の措置の実施が予定されている場合は、その実施時期が議決された総会の議事録の写し等を添付 ②修繕積立金ガイドラインを基に設定する水準を下回る場合は、専門家による修繕積立金の平均額が著しく低額でない旨の理由書を添付		
11	当該長期修繕計画の作成又は変更を決議した総会の議事録の写し	管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより当該長期修繕計画を作成し、又は変更したことを証する書類		
<b>(5)その他</b>				
12	組合員名簿（区分所有者名簿）及び居住者名簿を備えるとともに、年一回以上更新していることを確認することができる書類（これらの名簿を備えるとともに、年一回以上更新していることに関する表明保証書等）			

認定基準を満たしているかを確認するための添付書類

(注) 認定申請は、マンションの管理組合の管理者等（管理組合理事長等）が代表して行う必要があります。権限の無い方からの申請は受け付けられません。申請の対象となるのは、千葉県内の町村に所在するマンションです。